

平成28年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	障害者医療費			担当部局庁	障害保健福祉部			作成責任者		
事業開始年度	平成17年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	精神・障害保健課			田原 克志		
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な条項も記載)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条第1項第2号及び第3号			関係する計画、通知等	障害者医療費の国庫負担について (平成21年5月19日厚生労働省発障第0519001号)					
主要政策・施策	障害者施策			主要経費	社会保障					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	自立支援医療受診者の医療費を軽減し、障害者・児の心身の障害を除去・軽減することによって、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の規定により、障害者・児の障害を除去・軽減するために指定自立支援医療機関において必要な医療を受けた際、同法第92条第3号及び第93条第1号の規定により都道府県等が支弁した費用に対して法第95条第1項第2号及び第3号により、50/100を国が負担する制度。									
実施方法	負担									
予算額・執行額 (単位:百万円)			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求			
	予算の状況	当初予算	218,655	221,741	223,434	230,051	232,633			
		補正予算	▲ 6,697	▲ 11,382	▲ 10,944	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-				
		予備費等	-	-	-	-				
	計	211,958	210,359	212,490	230,051	232,633				
執行額		194,545	202,073	209,426						
執行率 (%)		92%	96%	99%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
			成果実績	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-	
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と25～27年度の達成状況・実績						
	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標			本事業は法令に基づき、障害者・児の障害を除去・軽減する医療を受けた際に都道府県等が支弁した費用に対し国が負担する経費であり、定量的な成果目標を示すことは困難である。 自立支援医療受診者の医療費を軽減し、障害者・児の心身の障害を除去・軽減することによって、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。 (レセプト件数: 29,982,298(H25)、31,633,209(H26)、集計中(H27))						
	代替目標	代替指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度	
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	予算執行率の向上	執行率	実績	%	92	96	99	-	-
			目標値	%	100	100	100	-	100	
			達成度	%	92	96	99	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	レセプト件数	活動実績		件	29,982,298	31,633,209	精査中	-		
		当初見込み		件	32,354,290	32,717,839	34,414,961	36,571,402		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	1レセプト当たりの金額 単位当たりコスト = X / Y X:「各年度における執行額」 Y:「各年度におけるレセプト件数」			単位当たりコスト	円/1レセプト	6,489	6,388	精査中	-	
				計算式	X / Y	194,545百万円 / 29,982,298件	202,073百万円 / 31,633,209件	精査中	-	

平成28・29年度予算内訳 (単位：百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由
	障害者医療費負担金	230,051	232,633	レセプト件数等の増加
計	230,051	232,633		

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	VIII-1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること							
	施策	VIII-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること							
	政策評価 測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
		-	実績値	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	自立支援医療受診者の医療費を軽減し、障害者・障害児の心身の障害の状態の軽減にかかる負担を緩和することによって、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする効果があると見込んでいる。								
	改革項目	分野:	-	-					
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		-	成果実績	-	-	-	-	-	-
目標値			-	-	-	-	-	-	
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	-	成果実績	-	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	-	
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係									
-									

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療費を支給する本事業は、障害者施策を推進するためにも必要な事業であり、国が一定の割合で負担を行う必要がある。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、地方自治体が自立支援医療に要した費用に対して国が一定の割合で負担を行うものである。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療費を支給する事業であり、優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	-
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	-
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	所得水準に応じて負担の上限額を設定している。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	所得水準に応じて負担の上限額を設定しており、真に必要な経費を計上している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	障害の除去・軽減を行うために必要な医療にかかる経費に限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	自立支援医療受診者の医療費の軽減に寄与しており、成果目標に見合ったものとなっている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	自立支援医療費を支給することにより必要な医療が受けやすくなり、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになるための制度であり、実効性の高い手段である。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	治療を必要とする者の数は増加傾向にあり、実績に見合ったものである。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-
	所管府省・部局名	事業番号	事業名
点検結果・改善	点検結果	事業の実施に当たっては、レセプト件数や単価等の実績を勘案し、必要な予算額を確保してきたところ。	
	改善の方向性	引き続き、必要な予算を確保しつつ適切な事業の実施に努めることとする。	
外部有識者の所見			
点検対象外			
行政事業レビュー推進チームの所見			
現状通り	障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことに寄与するため、引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
現状通り	-		
備考			
<p>【平成26年度決算検査報告】 (指摘概要)医療保険の特定疾病制度と自立支援医療を併用する者については、医療保険の特定疾病制度による保険給付が自立支援医療給付に優先して適用されるべきところ、事業主体(市町村)における制度の審査が十分でない等の理由により、誤って医療保険の特定疾病制度の給付対象とすべき額を自立支援医療費として支給し、国庫負担金の過大な交付が見受けられたとして指摘があったもの。 (対応状況)指摘のあった4市は既に返還済みであり、残る2市については返還督促中。</p> <p>【概算要求額が300億円を超える事業につき1シートにより作成する理由】 本負担金は、障害者・児の障害の状態を軽減するために必要な医療に要する経費を支弁することが法律に義務づけられた事業である。また、各都道府県等の実績を集計し、支出先の上位団体の各支出額を明示した。</p>			

